

令和8年度第2回木津川市介護保険事業計画等策定委員会 会議経過要旨

会 議 名		令和8年度 第2回木津川市介護保険事業計画等策定委員会		
日	時	令和8年8月28日（金） 午後1時30分～午後2時20分	場 所	木津川市役所4階 会議室 4-3・4-4
出 席 者	委 員	□安藤会長 ■馬副会長 ■田中副会長 ■光井委員 ■高岡委員 ■亀井委員 ■鷺田委員 □石塚委員 □辰巳委員 ■山口委員 □松森委員 ■坊委員 ■武田委員 □甲川委員 ■佐村木委員 ■高津委員 □辻委員 ■入江委員 ■田中委員 □坂本委員 □錦織委員		
	事 務 局	米田健康福祉部長、松下健康福祉部次長高齢介護課長事務取扱 木村高齢介護課主幹、辻高齢介護課長補佐、 宇野介護保険係長、今井高齢者福祉係長、 吉田主任、前西主任、 株）ジャパンインターナショナル総合研究所 塚田氏		
傍 聴 者				
報 告		（1）第11次木津川市高齢者福祉計画・第10期木津川市介護保険事業計画骨子案について		
会議結果要旨		1 開会 開会宣言 委員21名のうち13名の出席により、会議が成立していることを確認した。 2 会長あいさつ 会長が欠席のため、馬副会長が会長の職務を代理した。 3 議事 馬副会長が議長となり、議事を進行した。 （1）第11次木津川市高齢者福祉計画・第10期木津川市介護保険事業計画骨子案について 事務局から資料1～4について説明した。 4 次回委員会の予定について 事務局から説明した。 5 閉会		

会議経過要旨 ○：委員 ⇒：事務局	1 開会 会議結果要旨のとおり。 2 会長あいさつ 会議結果要旨のとおり。 3 議事 (1) 第 11 次木津川市高齢者福祉計画・第 10 期木津川市介護保険事業計画骨子案について (資料 1～資料 4) 【説明】資料に基づき説明した。あわせて、資料 1 について、7 ページの項目番号、9 ページの世帯構造の表の数値、13 ページの項目番号を訂正する旨を説明した。 【主な質疑・応答、意見】 ○ 資料 1 の 15 ページ、日常生活圏域別の一覧表について伺う。認定率を見ると、木津東 19.0%、木津西 16.0%、加茂 18.6%、山城 22.9%、全市平均 18.3%と、地域によって開きがある。低いところと高いところで差が大きく、何らかの要因があるのではないかと思う。 ⇒ この表の左側を見ると、前期高齢者よりも後期高齢者の割合が高い圏域がある。前期高齢者と後期高齢者の比率の違いが、認定率の差の要因ではないかと考える。 ○ なかなか難しいところである。 ○ 資料 1 では、世帯構成について一人暮らしかどうかを年齢で捉えているが、どれくらいのニーズがあるのかを見るには、1 人の世帯、2 人の世帯という視点も重要である。どの世帯に何が必要なのかという切り口が必要だと思う。また、第 10 期の理念について、「ともに支え合い」「いきいきと暮らし続ける」というものが、基本目標のどこに合致しているのかが分かるようにしていただきたい。施策についても、基本目標 1 から 5 のどこに対応するものなのかを示していただくと、アプローチが伝わりやすくなる。世帯構成の切り口で述べたが、特に基本目標 1・2に関わると思う。出歩く回数が減ってくるといったことも含め、具体的な施策の対象がより細かく示されるとよいと思う。 ⇒ 意見を参考にさせていただきながら、第 3 章以降で、より具体化させていきたい。現在「仮」としている基本理念についても組み立てを進め、次回委員会で示したい。 ○ 介護の計画策定の基本になっているのは、介護保険法に基づく要介護認定であり、住民が要介護申請をすることから始まってくると思う。法律では申請から認定まで 30 日と定められているが、多くの手続を経る中で、その期間で対応しきれはこなかったのではないかと思う。市でもいろいろと取り組まれていることと思うので、今後の方向性について聞かせてほしい。 ⇒ 30 日というのは厳しいが、少しでも縮められればということで、主治医の意見書が遅い場合は電話などをさせていただいており、郵送で時間がかかる
--	--

	部分は、ペーパーレス化での対応を考えている。 ○ 手続の簡素化やタブレットの導入などで、医療機関とのやり取りも含めて対応されているのだと思う。親の件で区分変更などが何度かあり慣れてきたが、初めて申請する人は分からないことが多いと思う。「かかりつけ医は持っているか」というところから始まる。意見書が届いてから審査会を経て、何日後に認定結果が届くという目処を伝えていただければ、家族も仕事の調整などの目処が立てやすくなる。初めての人が何も分からない状況でただ待っているというのは、不安だと思う。目処を教えてもらえればじっと待つよりよいと思うので、検討をお願いしたい。 ○ 社会福祉協議会としても、判断能力に欠ける人や一人暮らしの高齢者などについて、手続を手伝わせていただく事業があるので、活用いただければと思う。 ○ 要介護認定に係る手続と期間について述べる。医師に意見書を作成いただくことになるが、制度の手続の仕組みが分からないと、2、3週間で届くと思って待ってしまう。申請する人から医師に「介護申請をするので、市役所から届いたらお願いします」と声をかけてもらうことにより、対応が早くできるのではないか。 ○ 審査会の期間短縮について、ペーパーレス化の導入等をされることについて、説明された方がよいと思うが、いかがか。 ⇒ 現在プロポーザルを予定しており、9月に決まる予定である。そこから審査会の委員への研修を行う予定である。現在は紙の資料を送り、ズームで審査会を行っているが、その資料をタブレットを活用しペーパーレス化する予定であり、郵送費と時間が削減できることになる。タブレットは世界情勢の影響もあり入手が遅れる可能性もあるが、1月頃に実装できる予定。 4 次回委員会の予定について 第3回策定委員会を令和8年9月30日（水）午後1時30分から、木津川市役所5階全員協議会室で開催する旨を説明した。あわせて、10月開催の第4回委員会（10月27日、28日、29日）の日程調整用紙を、9月10日までに事務局へ提出するよう依頼した。 5 閉会 以 上
その他特記事項	なし